

令和8年2月25日

国道158号 通行止めによる車両規制について

○ 高山市丹生川町塩屋地内で発生した土砂崩れによる通行止め当たりましては、迂回路の使用にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

○令和8年2月25日から当面の間

- ・ 普通車及び車幅 2.3m未満・全長 9m未満の車両は、市道を迂回路としてご利用ください。
- ・ その他の車両は、国道41号及び国道471号を迂回路としてご利用ください。

○ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

車両種別	市道	国道41号 ⇕ 国道471号
普通車	○	○
中型車 (車幅 2.3m 未満、長さ 9m 未満)	○	○
中型車 (車幅 2.3m 以上、長さ 9m 以上)	×	○
大型車	×	○

位置図

